

令和4年度 沖縄県生活困窮者等就労準備支援事業 公募要領

本公募は県の本予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 事業の概要

生活困窮者自立支援法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（以下「実施要綱」という。）の3の(4)のイに規定する被保護者就労準備支援等事業のうち被保護者就労準備支援事業の一般事業を一体的に実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。なお、本事業は、沖縄市、豊見城市、うるま市及び浦添市と共同で実施するものである。

2 委託業務の内容

別添「令和4年度 沖縄県生活困窮者等就労準備支援事業業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 予算額 ※企画提案のために提示するものであり、契約金額ではない。

60,535千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 法人格を有し、沖縄県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有すること。
 - イ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織及び人員を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
 - ウ 本事業を遂行するために必要な知識、技術及び生活困窮者支援の実績を有し、事業実施に当たっては、関係市町村と密接に連携できること。
 - エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

をしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者でないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

○ 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 共同企業体として実施する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 共同企業体を代表する者が応募すること

イ 共同企業体を代表する者は、本事業の遂行のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること

ウ 共同企業体契約書、協定書等により、構成員間の役割分担、責任の所在を明確にすること

エ 共同企業体の構成員のうちいずれかが4の(1)のアの要件を満たし、かつ全ての構成員が4の(1)のイからカまでの要件を満たすこと

5 スケジュール

令和4年2月28日（月）17時00分	質問票提出期限
令和4年3月4日（金）	質問回答（最終）
令和4年3月8日（火）17時00分	プロポーザル参加申込書等提出期限
令和4年3月11日（金）17時00分	企画提案書等提出期限
令和4年3月16日（水）	審査（プレゼンテーション）
令和4年4月1日（金）以降	審査結果通知、契約締結

6 手続等

(1) プロポーザル参加申込書等の提出

持参若しくは郵送（必着）により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

【提出期限】令和4年3月8日（火）17時00分まで ※時間厳守

【提出先】〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（行政棟3階）
沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課
保護・自立支援班 新里

【提出書類】次に掲げる書類を、A4版で製本（フラットファイル等で綴じる）したものを1冊とし、正本1冊、副本（コピー）1冊の計2冊を提出すること。

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 定款又は寄附行為
- ③ 履歴事項全部証明書（令和2年12月1日以降に発行されたもの）
- ④ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）又はこれに類する書類
- ⑤ 誓約書（様式2）

※ 共同企業体として実施する場合は、②から⑤までの書類を全構成員分、提出すること。また、上記に加えて、共同企業体契約書又は協定書を提出すること。

(2) 企画提案書等の提出

持参若しくは郵送（必着）により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

【提出期限】令和4年3月11日（金）17時00分まで ※時間厳守

【提出先】〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（行政棟3階）
沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課
保護・自立支援班 新里

【提出書類】次に掲げる書類を、A4版で製本（フラットファイル等で綴じる）したものを1冊とし、正本1冊、副本（コピー）8冊の計9冊を提出すること。

- ① 企画提案概要書（様式3）
- ② 企画提案書（任意様式。A4版で表紙、目次を除き20頁以内とする。作成に当たっては、仕様書を必ず、参照すること。）
- ③ 実施体制図（任意様式）
- ④ 経費見積書（任意様式）
- ⑤ 会社概要（様式4）

⑥ 業務実績（様式5）

※ 共同企業体として実施する場合は、⑤及び⑥の書類を全構成員分、提出すること。

(3) 質問及び回答

質問票（様式6）に質問事項等を記入し、電子メールにて提出すること。

【提出期限】令和4年2月28日（月）17時00分まで ※時間厳守

【提出先】shnztoak@pref.okinawa.lg.jp（保護・自立支援班 新里）

【回答方法】質問に対する回答は、随時、沖縄県子ども生活福祉部
保護・援護課サイトに掲載する。

(URL) <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/hogoengo/index.html>

(4) 選定方法

ア 沖縄県子ども生活福祉部に設置する選定委員会において、参加資格を有する者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションを審査する。

イ 審査の結果、委員会が定める基準以上の評価を得た者のうち、最も高く評価された者を委託先候補、次順位の者を次点候補として選定する。
なお、参加者が1者の場合、選定委員会が定める基準以上の評価を得ることができれば、委託先候補として選定する。

<プレゼンテーション審査>

【日付】令和4年3月16日（水）

【時間】令和4年3月14日（月）までに書面にて通知する。

【場所】沖縄県庁13階 第5会議室

【所要時間】25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

- 【注意事項】① プロポーザル参加申込書等が提出されていない場合は、プレゼンテーション審査に参加することはできない。
- ② プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出順とし、説明者は各参加者につき2人以内とする。
- ③ 事前に提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ④ プレゼンテーション審査は、新型コロナウイルス感染症の状況等により、書面審査へ変更する可能性がある。

(5) 選定結果の通知

選定の結果は、審査結果通知書（様式7）により通知する。

7 その他

- (1) 参加資格を有していない者からの企画提案は審査しない。
- (2) プロポーザル参加申込書等提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (3) 選定に係る審査内容及び経過等は公表しない。選定結果に係る異議申し立て等は受け付けない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費、プレゼンテーション審査に参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て参加者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (5) 本公募は、令和4年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続で、予算成立後に効力を生じる事業であり、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。実施内容は、企画提案書をもとにして、県との協議により決定する。
- (6) 委託先候補と契約締結に向けた交渉を行い、契約が成立しない場合は次点候補と交渉を行う。
- (7) 契約締結の際は、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）第101条第1項に基づき、契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に契約保証金として納付しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 企画提案書等の提出日、提出場所等が本要領に適合しない場合
 - イ 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 見積額が予算額を超える場合
 - オ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
 - カ 選考の公平性に影響を与える不正行為があった場合

8 問合せ先

【担当】 沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課
保護・自立支援班 新里

【住所】 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（行政棟3階）

【TEL】 (098) 866-2428 【FAX】 (098) 866-2758